

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本市の歴史的風致を維持向上するにあたり、「歴史的建造物の保存・活用」、「伝統や文化を反映した人々の活動の継承」、「歴史的建造物を取り巻く環境の保全」、「歴史文化の認知の向上」の4つの方針に基づき、事業を推進していく。

特に、重点区域においては、歴史的風致維持向上施設（歴史的風致を形成している建物や場所）の整備又は管理に関する事業として「Ⅰ.肥前浜宿の事業」「Ⅱ.祐徳門前町の事業」「Ⅲ.肥前浜宿と祐徳門前町をつなぐ事業」を優先的に実施することで、市全体への波及効果をねらう。また、「Ⅳ.市全体を対象とした事業」として、主にソフト事業を位置づけ、市全体の一体的な歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業は歴史的風致維持向上施設の周辺環境や地域住民の活動状況を十分に把握したうえで、調和を図りながら推進する。また、推進にあたっては、関係機関と調整し、指定等文化財に関しては「鹿島市文化財保護審議会」、伝建地区内に関しては「歴史的景観審議会」に意見を求める。

整備を行った歴史的風致維持向上施設は、積極的に活用し、地域住民や来訪者が親しみを感じられるものとする中で、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業は、以下を予定しており、事業の詳細は p.203 以降に記載している。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

【重点区域を対象とした事業】

- ① 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（Ⅰ-1）
- ② 市所有歴史的建造物維持管理事業（Ⅰ-2）
- ③ 空き町家活用促進事業（Ⅰ-3、Ⅱ-1）
- ④ 歴史的建造物保存対策事業（Ⅲ-1）

【全市を対象とした事業】

- ⑤ 歴史的建造物保存対策調査事業（Ⅳ-1）

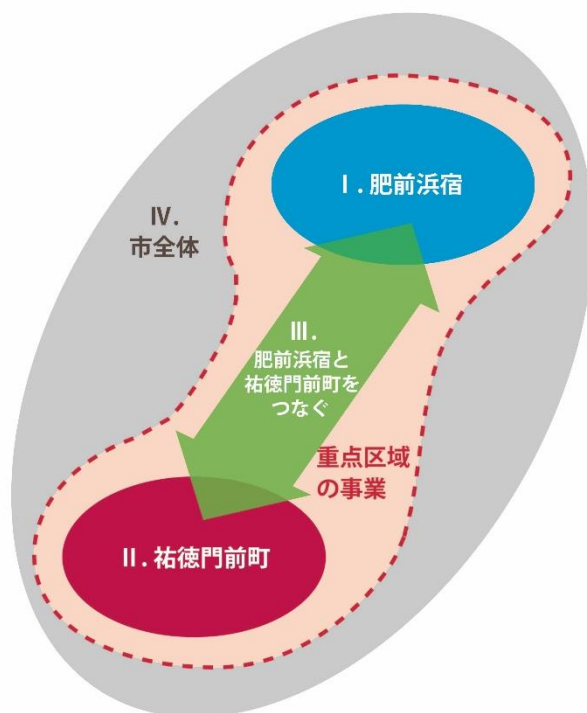


図 事業の捉え方

(2) 伝統や文化を反映した人々の活動の継承に関する事業

【重点区域を対象とした事業】

- ⑥ 伝承芸能の公開支援事業 (Ⅱ-2)
- ⑦ 祐徳門前町と肥前浜宿の参拝継承事業 (Ⅲ-2)
- ⑧ 浜川流域はまがわの活動支援事業 (Ⅲ-3)

【全市を対象とした事業】

- ⑨ 民俗芸能の道具等の修理・新調支援事業 (Ⅳ-2)
- ⑩ 民俗芸能団体の活動支援事業 (Ⅳ-3)

(3) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全と形成に関する事業

【重点区域を対象とした事業】

- ⑪ 肥前浜宿街なみ環境整備事業 (Ⅰ-4)
- ⑫ 祐徳門前町街なみ環境整備事業 (Ⅱ-3)
- ⑬ 祐徳稻荷神社参拝回遊促進事業 (Ⅲ-4)

【全市を対象とした事業】

- ⑭ 景観形成推進事業 (Ⅳ-4)
- ⑮ 文化財防災事業 (Ⅳ-5)

(4) 歴史文化の認知の向上にかかる体験機会の創出に関する事業

【重点区域を対象とした事業】

- ⑯ 移住受入体制整備事業 (Ⅰ-5)
- ⑰ 祐徳門前町と肥前浜宿をつなぐ散策者用誘導サイン設置事業 (Ⅲ-5)
- ⑱ 歴史的風致の解説板設置事業 (Ⅲ-6)
- ⑲ 肥前浜宿・祐徳門前まちづくり交流促進事業 (Ⅲ-7)

【全市を対象とした事業】

- ⑳ 歴史まちづくり普及事業 (Ⅳ-6)
- ㉑ 歴史ガイドブック作成事業 (Ⅳ-7)
- ㉒ 子ども向け歴史まちづくり普及事業 (Ⅳ-8)

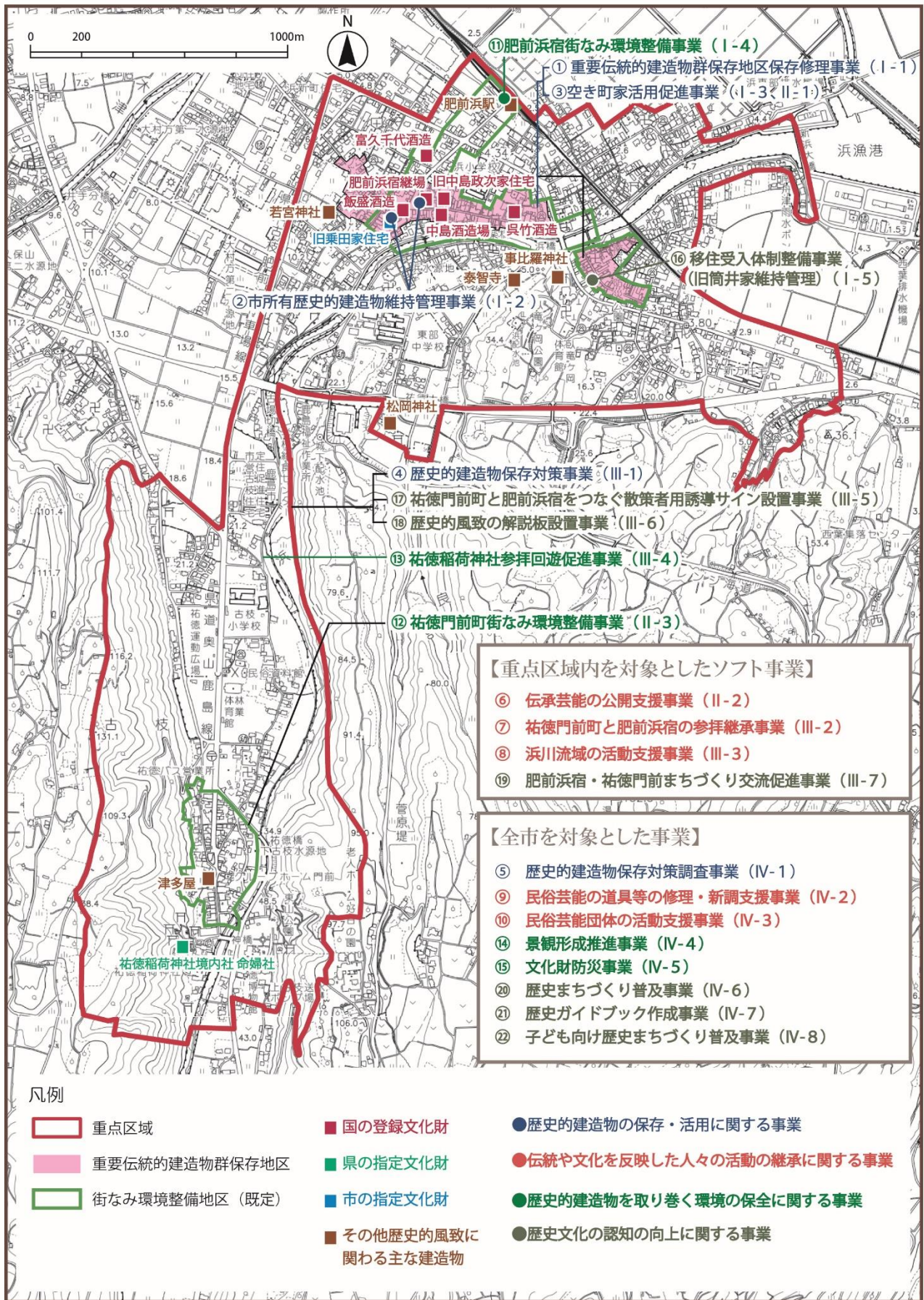
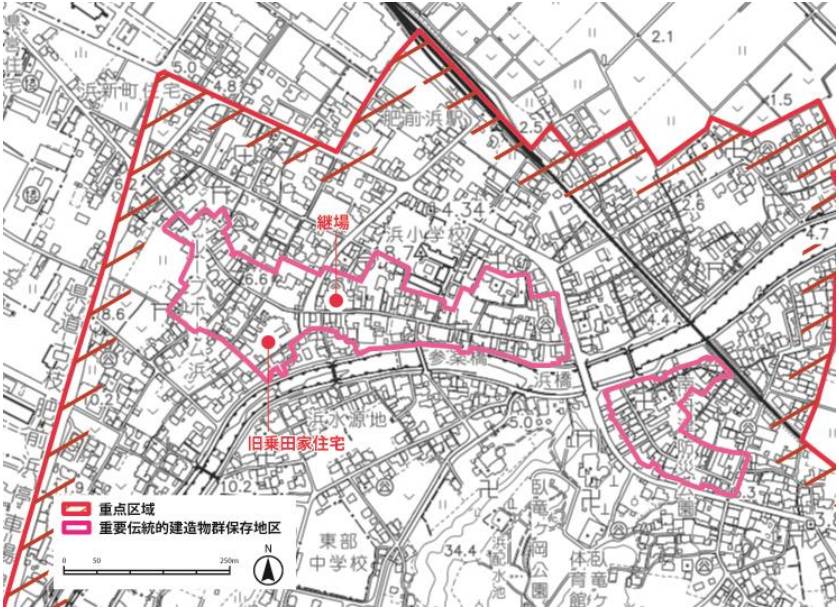



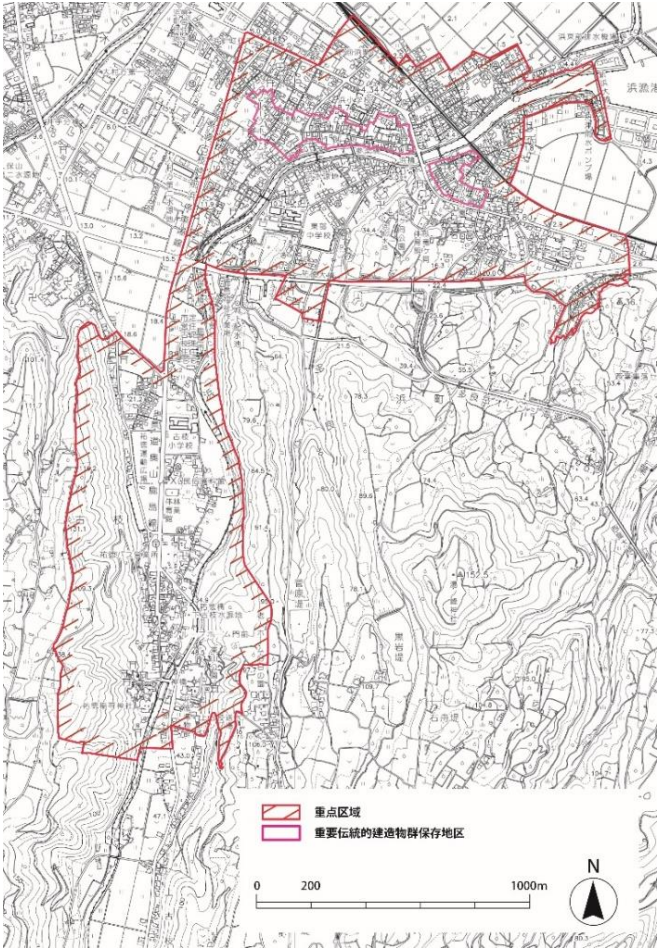

図 事業位置図 (全体)

2 歴史的風致の維持向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	① 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（I-1）
事業主体	市
事業手法	重要伝統的建造物群保存地区保存修理費国庫補助
事業期間	平成19年（2007）度～平成40年（2028）度
事業位置	<p>はまなまちはちほん ぎしゆく 浜中町八本木宿 伝統的建造物群保存地区内</p> <p>はましょうづまちはまかなやまち 浜庄津町浜金屋町 伝統的建造物群保存地区内</p> 
事業概要	<p>肥前浜宿の重要伝統的建造物群保存地区において、特定物件の保存修理と、その他の建築物等の修景による整備を進める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区 浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区 </p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業区域は重要伝統的建造物群保存地区であり、日本酒の醸造を行ってきた白壁土蔵の酒蔵が立ち並び、「浜祇園祭」の巡行経路や「ふな市」の開催場所にもなっている。特定物件の保存修理や、その他の建築物の修景事業を行うことにより、歴史的風致の構成要素である「良好な市街地環境」の形成につながり、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

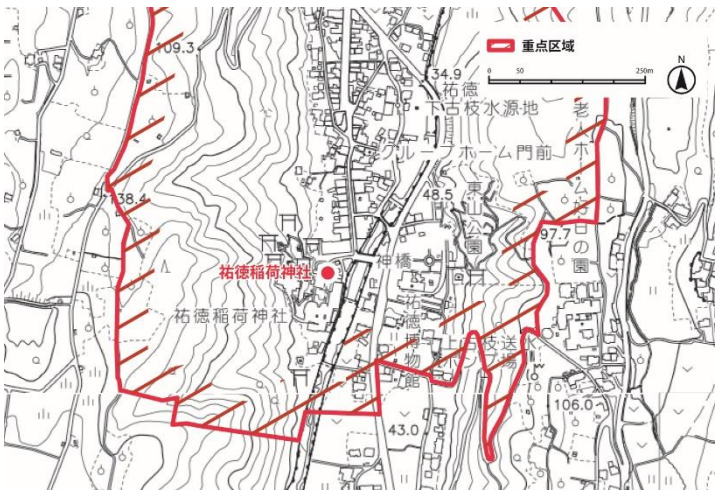


事業名	② 市所有歴史的建造物維持管理事業（I-2）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	平成30年(2018)度～平成40年(2028)度
事業位置	<p>つぎばのりたけ 継場、旧乗田家住宅（浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区内）</p> 
事業概要	<p>本事業では、肥前浜宿にある継場や旧乗田家住宅といった一般公開している市所有歴史的建造物の維持管理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="486 1249 890 1550">  <p style="text-align: center;">写真 継場</p> </div> <div data-bbox="933 1249 1385 1550">  <p style="text-align: center;">写真 旧乗田家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業箇所は、「浜祇園祭」が巡行する重要伝統的建造物群保存地区内にある市所有の文化財である。現在、公開活用中であり、来訪者にとっても歴史的風致を伝える施設として機能していることから、今後も継続的に適切な維持管理を行うことで、保存と活用の両立を図り、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	③ 空き町家活用促進事業（Ⅰ-3、Ⅱ-1）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 27 年（2015）度～平成 40 年（2028）度
事業位置	<p>重点地区内の肥前浜宿及び祐徳稲荷門前町</p>  <p>The map shows a topographic view of the project area. A red hatched area indicates the '重点区域' (Focus Area), and a pink hatched area indicates the '重要伝統的建造物群保存地区' (Important Traditional Building Clusters Preservation Area). A scale bar shows 0, 200, and 1000 meters, and a north arrow is present.</p>
事業概要	<p>本事業では、空き町家の活用を希望する市外からの転入者に対して、改修費や家賃の補助を行う。</p>  <p>The left photo shows a modernized町家 with a shop on the ground floor. The right photo shows a traditional町家 with a shop on the ground floor and a residence above.</p> <p>写真 店舗兼住宅として活用中の町家</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業箇所は、重点区域内の肥前浜宿と祐徳門前町である。歴史的建造物の空き家を整備し、効果的に活用することで、歴史的建造物の保存と活用の両立が図られ、良好な市街地環境の形成につながることで、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致や祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

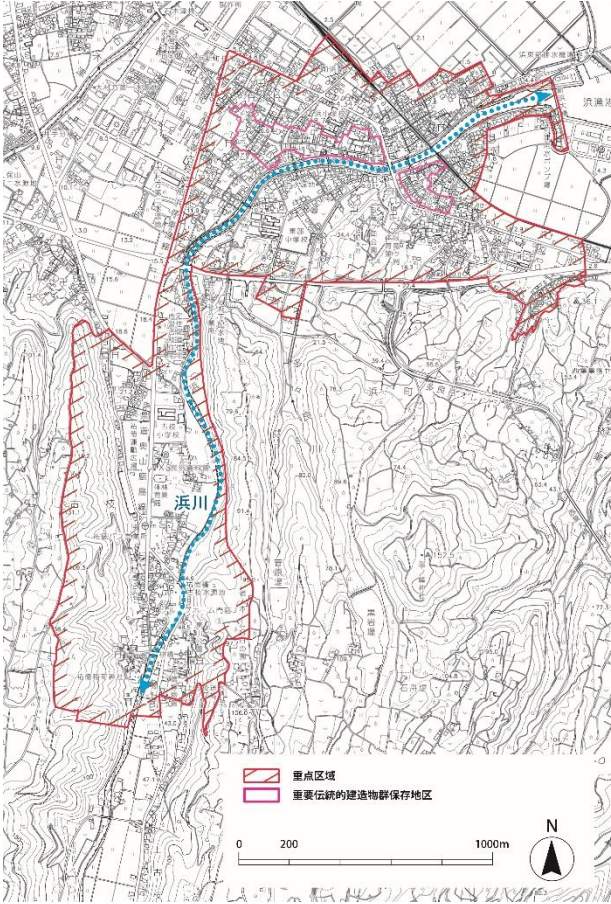

事業名	④ 歴史的建造物保存対策事業（Ⅲ-1）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	平成31年(2019)度～平成40年(2028)度
事業位置	<p>浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区、浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区を除く重点区域全域</p>  <p>The map shows a topographic view of the project area. A red outline indicates the '重点区域' (Focus Area), which covers most of the town except for specific traditional building clusters. A pink outline indicates the '重要伝統的建造物群保存地区' (Important Traditional Building Clusters Preservation Area). A scale bar shows 0, 200, and 1000 meters, and a north arrow is present.</p>
事業概要	<p>重要伝統的建造物群保存地区を除く重点区域全域において、歴史的風致形成建造物に指定された建造物の保存修理を実施する。</p>  <p>The left photograph shows a weathered stone wall with a wooden post leaning against it. The right photograph shows a traditional Japanese gate (torii) with a tiled roof and stone pillars.</p> <p>写真 歴史的風致形成建造物の候補物件</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業箇所は、重点区域全域である。歴史的風致を形成している歴史的建造物の修理を行うことで、良好な市街地環境の形成につながり、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致や祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



事業名	⑤ 歴史的建造物保存対策調査事業（Ⅳ-1）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 32 年（2018）度～平成 40 年（2028）度
事業位置	市全域
事業概要	本事業では、歴史的風致形成建造物の候補や、指定文化財の候補、登録文化財の候補となる建造物の実測調査等を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業において、歴史的風致を形成している歴史的建造物を調査することで、保護措置の必要性や建設当初の姿を把握し、適切な保存対策を講じることが可能とすることから、歴史的建造物の保存・活用が図られ、市内全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。


(2) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業名	⑥ 伝承芸能の公開支援事業（Ⅱ-2）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	平成9年（1997）度～平成40年（2028）度
事業位置	<p>祐徳稲荷神社敷地内</p> 
事業概要	<p>本事業では、市全域に分布する浮立や獅子舞をはじめとした伝承芸能を披露する場として、祐徳稲荷神社境内において、「伝承芸能フェスティバル」を開催する。（※「伝承芸能フェスティバル」では、古くから伝わる民俗芸能だけでなく、太鼓や舞踊など最近の芸能の披露も行われるため、ここでは「伝承芸能」という言葉を使用している。）また、ここで披露される民俗芸能が元の形を保つよう、必要に応じ学識経験者の指導を受ける。</p>  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>定期的に民俗芸能を披露する場ができることで、民俗芸能の技術伝承につながるるとともに、市内外からの見物客への認知向上にもつながることから、後継者育成にも効果が期待される。これにより、市内に伝承される「浮立や獅子舞」をはじめとした民俗芸能の継承が図られることから、浮立と獅子舞にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

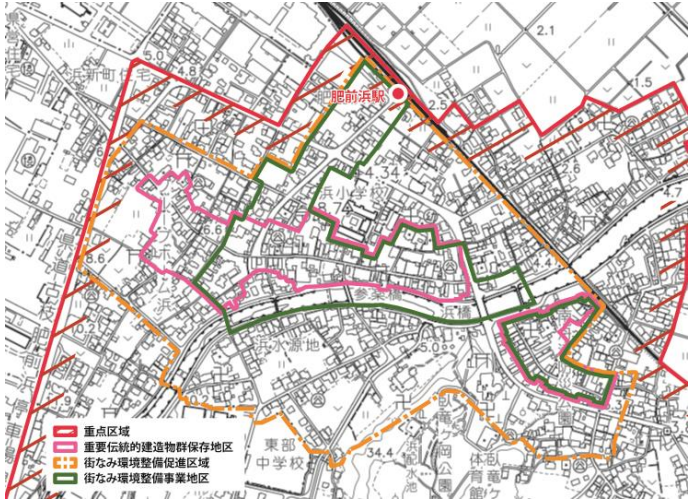

事業名	⑦ 祐徳稲荷神社と肥前浜宿の参拝継承事業（Ⅲ-2）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 32 年（2020）度～平成 40 年（2028）度
事業位置	<p>肥前浜宿、祐徳門前町間の重点区域内</p> 
事業概要	<p>肥前浜宿を経由した祐徳稲荷神社への参拝として、歴史的風致を形成する活動となっている鹿島酒蔵ツーリズム®の継承を促進する。このため、本事業では、鹿島酒蔵ツーリズム協議会に対し、肥前浜宿と祐徳稲荷門前町をつなぐ活動への支援を行う。</p>  <p>写真 鹿島酒蔵ツーリズム®</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>肥前浜宿は祐徳稲荷神社への参拝順路であり、現在においても参拝者の回遊が見られる。その回遊の活動のひとつである鹿島酒蔵ツーリズムへの支援を行うことで、参拝者が往来する古くから続く姿の継承につなげ、祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

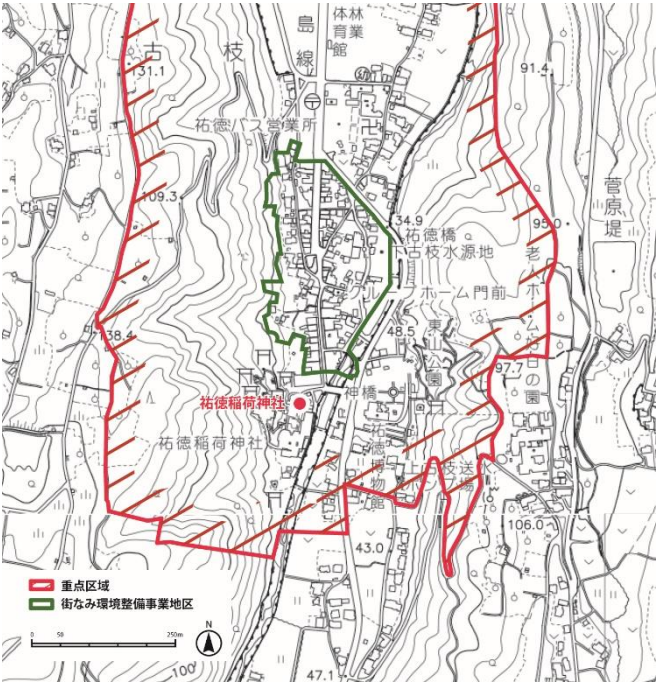


事業名	⑧ 浜川流域の活動支援事業（Ⅲ-3）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 32（2020）年度～平成 40 年（2028）度
事業位置	<p>浜川流域と周辺の水路（重点区域内）</p> 
事業概要	<p>本事業では、浜川流域の活動の継承につながる浜川や水路の清掃等といった地区での活動に対し、消耗品や経費を補助することで活動の継続を支援する。</p>  <p>写真 浜川の清掃活動</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>浜川流域の活動を促進させ、また、昔から続く浜川を利用した生活に対する認知を向上させることで、浜川を利用してきた地域の営みの継承につながることから、祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑨ 民俗芸能の道具等の修理・新調支援事業（Ⅳ-2）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 32（2020）年度～平成 40 年（2028）度
事業位置	市全域
事業概要	<p>本事業では、市全域の各地区に受け継がれる浮立や獅子舞といった民俗芸能を将来にわたり継承するために、民俗芸能に用いられる衣装や道具の修理及び新調に対して、助言、指導を行い、衣装や道具に関しては、古くからの形態を保つよう、必要に応じて学識経験者の指導を受ける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真 浮立に用いられる道具の例（左：太鼓、右：鉦）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>民俗芸能を継承するにあたって、必要となる衣装や道具の更新の負担を、支援により軽減することで、民俗芸能の継承が図られることから、浮立と獅子舞にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑩ 民俗芸能団体の活動支援事業（Ⅳ-3）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 32（2020）年度～平成 40 年（2028）度
事業位置	あさうら 浅浦の面浮立（浅浦地区）
事業概要	<p>本事業では、市重要文化財である浅浦の面浮立の浮立の保存会に対し、活動費の補助を行い、支援や助言を行う。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center;">写真 浅浦の面浮立</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統芸能の継承に取り組む団体の活動を積極的に支援することで、間接的に伝統芸能の継承が図られることから、浮立と獅子舞にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


(3) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全に関する事業

事業名	⑪ 肥前浜宿街なみ環境整備事業（I-4）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成28（2016）年～平成32（2020）年）
事業期間	平成15年（2003）度～平成40年（2028）度
事業位置	<p>浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区内 浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区内 及びその周辺の重点区域内</p> 
事業概要	<p>本事業は、肥前浜宿の歴史的建造物を取り巻く周囲の環境をより良好なものにするために、道路美装化、案内看板の設置、建築物の修景等を推進する。</p> <p>また、肥前浜宿と祐徳稲荷門前とをつなぐ回遊の起点となる歴史的建造物である肥前浜駅の駅前広場を、周辺の歴史的風致と調和するように整備する。</p>  <p style="text-align: center;">写真 肥前浜駅</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>肥前浜宿の歴史的建造物周辺の修景や、肥前浜宿の玄関口となる歴史的建造物である肥前浜駅と調和するように駅前広場を整備することで、肥前浜宿周辺で見られる歴史的風致と調和した良好な環境を形成することから、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

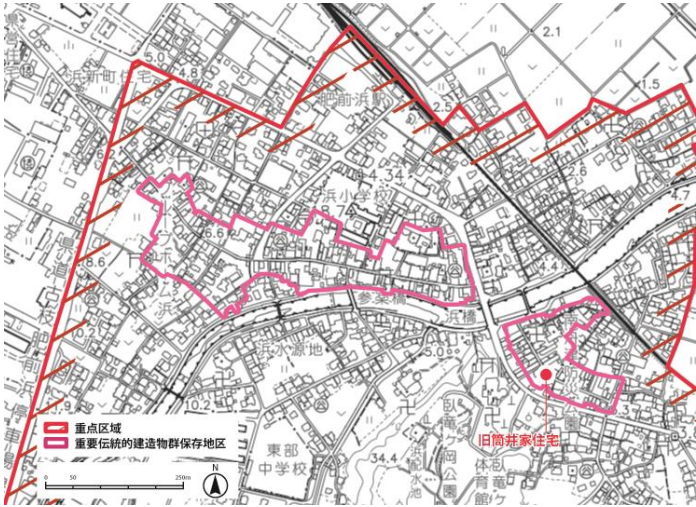


事業名	⑫ 祐徳門前地区街なみ環境整備事業（Ⅱ-3）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成29年（2017）～平成33年（2021））
事業期間	平成29（2017）年度～平成40年（2028）度
事業位置	祐徳門前町内 
事業概要	<p>本事業では、歴史的風致の範囲である祐徳門前町の参道あるいは地区全体としての個性と統一感のある町並み景観形成を図るため、建築物の修景に対する補助や参道の美装化、防犯灯の設置等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="467 1429 917 1733">  <p>写真 現況写真</p> </div> <div data-bbox="949 1429 1399 1733">  <p>図 修景イメージ （『鹿島市祐徳稲荷門前地区街なみ環境整備事業計画書』より転載）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>建築物の外観修景や通りの美装化等の事業を行うことにより、街なみが有する景観的価値を高めることは、歴史的風致の構成要素である「良好な市街地環境」の形成につながる。また、この地域は祐徳門前町の歴史と信仰文化の息づく地域であることから、祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

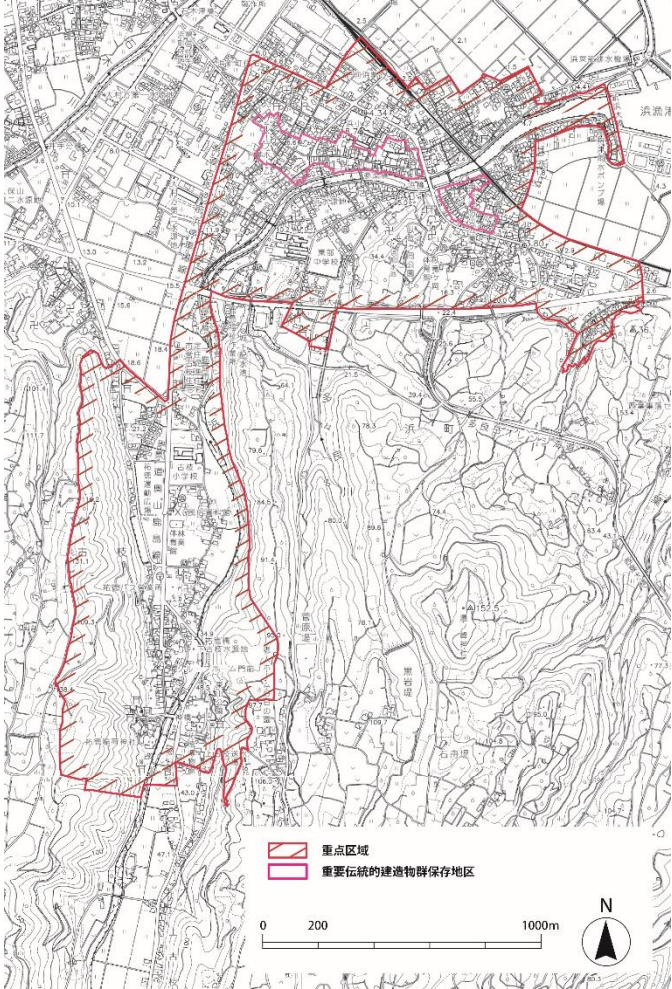
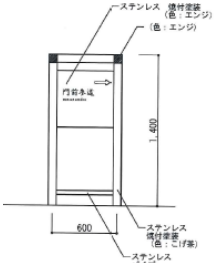
事業名	⑬ 祐徳稲荷神社参拝回遊促進事業（Ⅲ-4）	
事業主体	市	
事業手法 （支援事業名）	市単独	
事業期間	平成 36（2024）年度～平成 40 年（2028）度	
事業位置	浜川流域、周辺水路、市道 410 号古枝線（重点区域内）	
事業概要	<p>本事業では、肥前浜宿と祐徳稲荷神社周辺をつなぐ浜川と、浜川から水を引いた水路の親水環境を整備し、流域の散策路整備やサイクリングロードとしての道路付帯施設や落下防止柵等の修景整備を行う。</p> <p>また、誰もが利用しやすい交通アクセス機能の充実化を図るための効果的な仕組みを検討する。</p>	 <p>写真 浜川沿いの現況</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧参道であった浜川沿いの道路やまちなかを流れる水路が親しみある空間として整備されることで、浜川を利用した地域の営みや祐徳神社参拝に対する認知や理解を促進させ、祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	⑭ 景観形成推進事業（Ⅳ-4）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成31年（2019）度～平成35年（2023）度
事業位置	市全域
事業概要	本事業では、本市の景観に関する規制を設け、歴史的風致と調和した良好な景観誘導を行うため、景観計画を策定する。この際は、夜間景観への配慮も行う。併せて、公共施設の景観ガイドラインの作成についても検討する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観計画や景観ガイドラインの策定によって、本市の景観特性を反映した景観誘導が行われることで、良好な景観の形成が図られることから、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。


事業名	⑮ 文化財防災事業（Ⅳ-5）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成31年（2019）度～平成40年（2028）度
事業位置	市全域
事業概要	<p>本事業では、伝統的建造物群保存地区内にある消火栓の定期点検や、市内の文化財建造物における消防訓練等の実施を行うものである。</p>  <p style="text-align: center;">写真 伝建地区内の消火設備</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統的建造物群保存地区内の防災設備の点検を定期的に行うことで、地域における火災などの災害に備える。さらに文化財建造物での消防訓練を行うことで、万が一の事態に迅速な対応を行うことができ、歴史的建造物とその周囲の良好な環境の保全につながることから、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。


(4) 歴史文化の認知の向上にかかる体験機会の創出に関する事業


事業名	⑩ 移住受入体制整備事業（I-5）
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	平成31年(2019)度～平成40年(2028)度
事業位置	<p>旧筒井家住宅（浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区内）</p> 
事業概要	<p>本事業では、本市への移住促進のために移住体験施設として整備した、旧筒井家住宅の維持管理や利用者へのサポートを行うため、市民団体や民間事業者等との連携体制及び維持管理体制を整える。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="469 1261 847 1541">  <p style="text-align: center;">旧筒井家住宅 内観</p> </div> <div data-bbox="884 1261 1399 1541">  <p style="text-align: center;">旧筒井家住宅 外観</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>移住体験施設として歴史的建造物を活用する際の体制を整えることで、円滑な歴史的建造物の保存・活用の推進につながる。加えて、利用者が歴史的建造物での暮らしを体験し、郷土の歴史や文化に触れることで、肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑰ 祐徳門前町と肥前浜宿をつなぐ散策者用誘導サイン設置事業 (Ⅲ-5)
事業主体	市
事業手法 (支援事業名)	市単独
事業期間	平成 32 年 (2020) 度～平成 40 年 (2028) 度
事業位置	浜川流域、市道 410 号古枝線 (重点区域内) 
事業概要	<p>本事業では、肥前浜宿と祐徳稲荷門前をつなぐ浜川沿い等において、来訪者が散策等を行う際にアクセスが明瞭となるよう、歩行者向けに歴史的風致と調和した効果的なサインを設置する。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center;">右図 誘導サインイメージ (『鹿島市祐徳稲荷門前地区街なみ環境整備事業計画書』より転載)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>散策者用の誘導サインを設置し、アクセスを明瞭化することで、肥前浜宿と祐徳門前町の回遊性を促進し、重点区域の一体的な認知向上が図られることから、祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑱ 歴史的風致の解説板設置事業（Ⅲ-6）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 33 年（2021）度～平成 36 年（2024）度
事業位置	<p>重点区域内</p> 
事業概要	<p>本事業では、歴史的風致がみられる箇所において、来訪者が散策等を行う際に、周辺の歴史的風致の認知ができるよう、解説板を設置する。</p>  <p style="text-align: center;">写真 解説板イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致に関する解説板を設置し、その認知を図ることで、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑱ 肥前浜宿・祐徳門前町まちづくり交流促進事業（Ⅲ-7）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成32年（2020）度～平成40年（2028）度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>本事業では、肥前浜宿、祐徳門前町とその間の地域における一体的なまちづくりを促進するために、肥前浜宿と祐徳門前町及びその周辺の住民により組織するまちづくり会議（各まちづくり組織の代表者会）に対して、支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">写真 まちづくり会議イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	肥前浜宿と祐徳門前町の住民によるまちづくり会議を組織し、両地区とその周辺の地域で実施する事業について検討することで、一体的なまちづくりの推進が期待されることから、重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑳ 歴史まちづくり普及事業（Ⅳ-6）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成31年（2019）度～平成34年（2022）度
事業位置	市全域
事業概要	<p>本事業では、市内の歴史的風致について分かりやすく伝えるためのパンフレットや歴史的風致の散策マップ等を作成配布する。</p>  <p style="text-align: center;">写真 パンフレットイメージ（左）（資料：『鹿島観光パンフレット』）と 散策マップイメージ（右）（資料：『「かしま再発見」展～北鹿島編～』）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	パンフレットやマップの作成により、市内各地の歴史や文化を分かりやすく伝え、市民や来訪者の歴史的風致に関する興味関心の向上が図られることから、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	②① 歴史ガイドブック作成事業（Ⅳ-7）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 31 年（2019）度～平成 40 年（2028）度
事業位置	市全域
事業概要	<p>本事業では、市内の各地区の歴史や文化を分かりやすく伝えるためのガイドブックである「歴史さんぽシリーズ」の作成を継続して行っていく。また、これまでのシリーズと合わせた統合版を作成する。</p>  <p style="text-align: center;">写真 歴史さんぽシリーズパンフレット（一部）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ガイドブックの作成により、市内各地の歴史や文化を分かりやすく伝え、市民や来訪者の歴史的風致に関する興味関心の向上が図られることから、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	②② 子ども向け歴史まちづくり普及事業（Ⅳ-8）
事業主体	市
事業手法 （支援事業名）	市単独
事業期間	平成 31 年（2019）度～平成 34 年（2022）度
事業位置	市全域
事業概要	本事業では、子どもたちの文化財に対する関心や地域に対する愛着の醸成につなげるために、子ども向け副読本の作成等を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	子ども向けの副読本を作成し、普及を行うことで、子ども達への歴史的風致の認知拡大につなげることから、市全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。